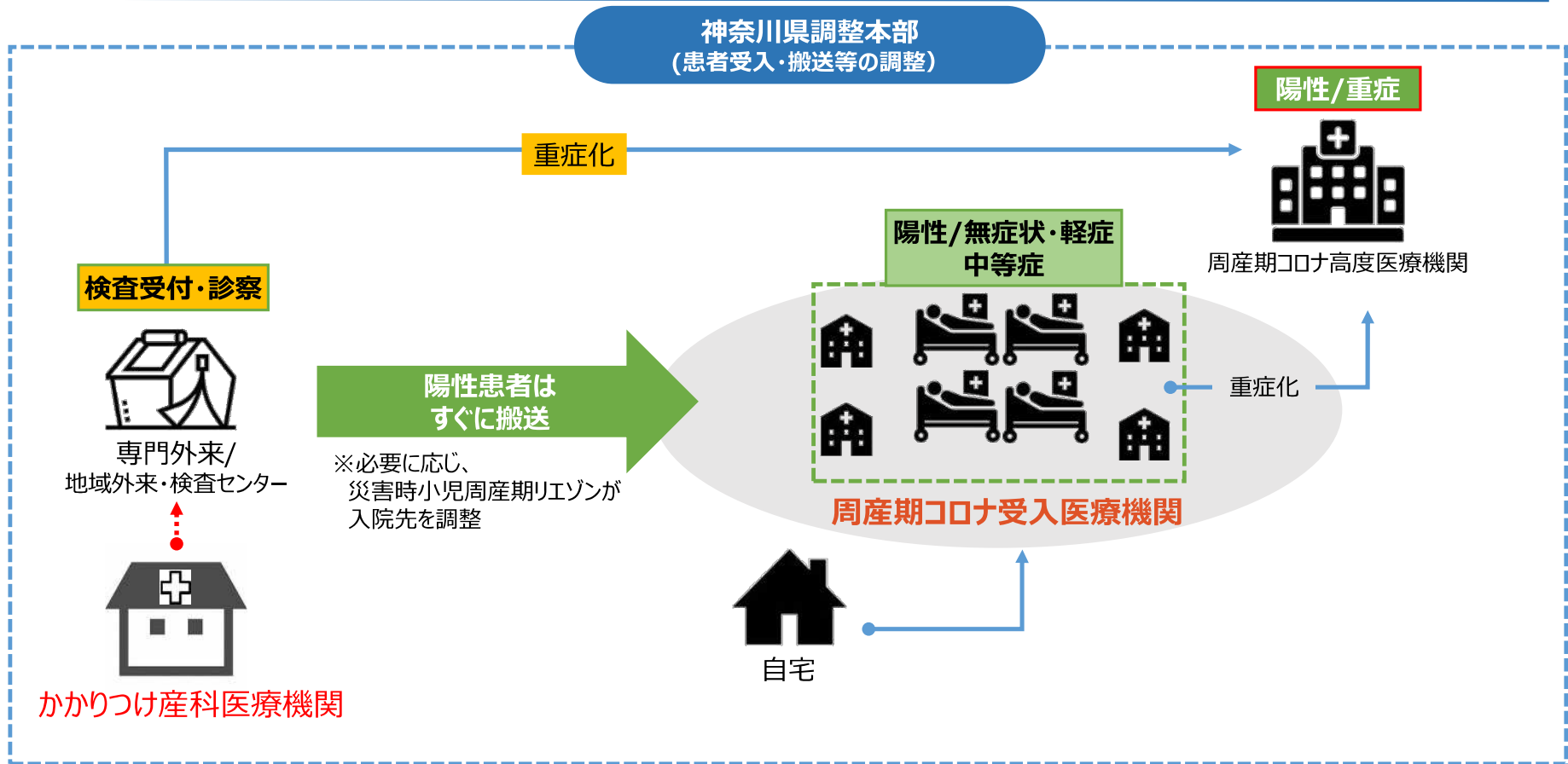
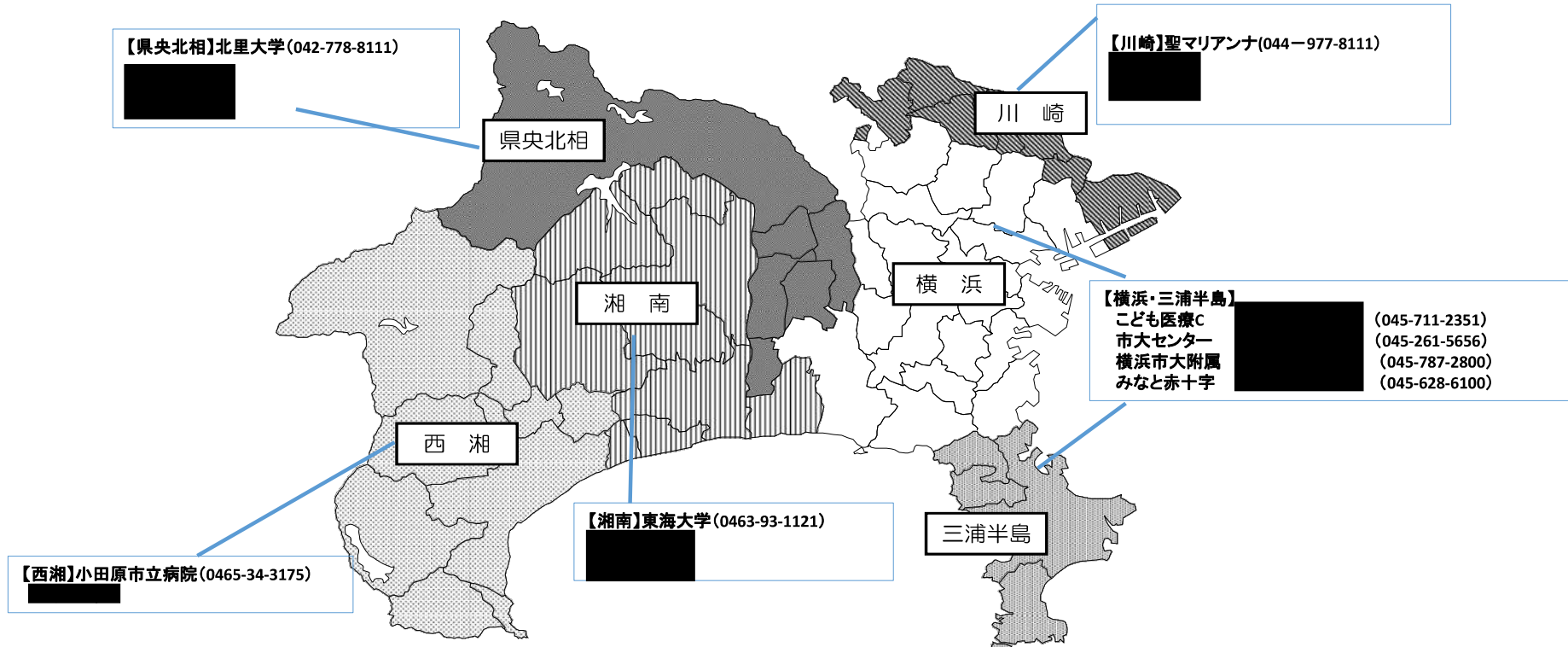


# 妊婦・新生児の新型コロナに対応する「周産期コロナ受入医療機関」体制



# 神奈川県周産期救急医療システムブロック 産科リエゾン

妊婦の受入・転院調整は、Kintone上の成人応需可能数に関係なく、各ブロックの産婦人科の災害時小児周産期リエゾンに連絡する。



ブロック名	市町村	ブロック名	市町村	ブロック名	市町村	ブロック名	市町村
横浜	横浜市	湘南	平塚市	西湘	小田原市	県央北相	相模原市
	鎌倉市		茅ヶ崎市		南足柄市		大和市
	藤沢市		秦野市		中井町		海老名市
川崎市	厚木市		大井町		座間市		
三浦半島	横須賀市		伊勢原市		松田町		綾瀬市
	逗子市	大磯町	山北町	寒川町			
	三浦市	二宮町	開成町				
	葉山町	愛川町	箱根町				
		清川村	真鶴町				
			湯河原町				

## ○調査期間

令和2年2月1日～令和2年9月30日

## ○対象

新型コロナウイルス感染症にり患した妊婦

## ○調査方法

各保健所へり患した妊婦の発生数及び状況調査を実施

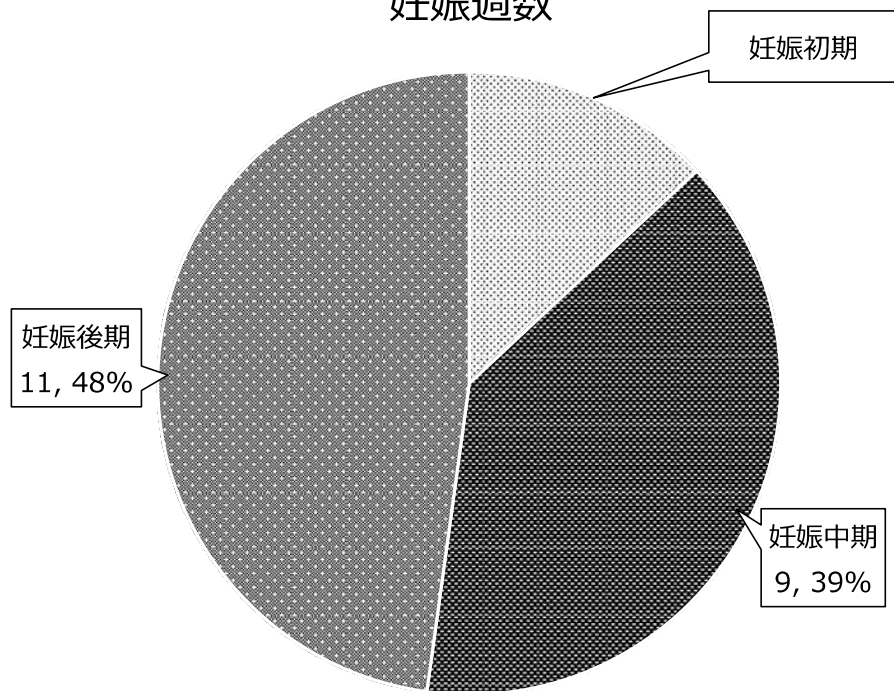
## ○結果

り患した妊婦数 23人 (累積陽性者数：6,896人)

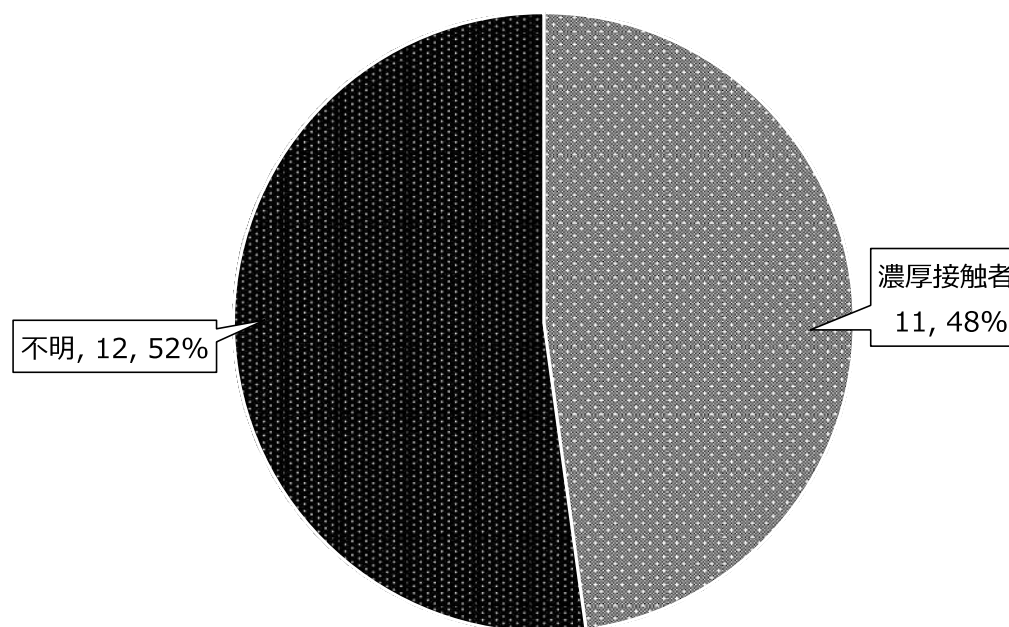
陽性者数のうちり患した妊婦の割合 0.33%

# 新型コロナウイルス感染症にり患した妊婦の状況調査

妊娠週数



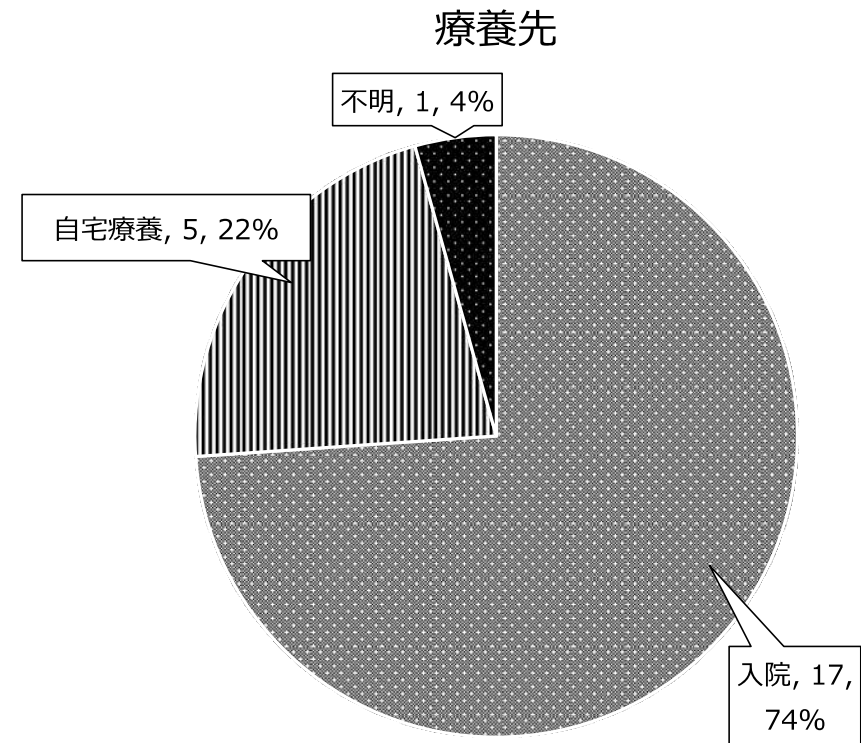
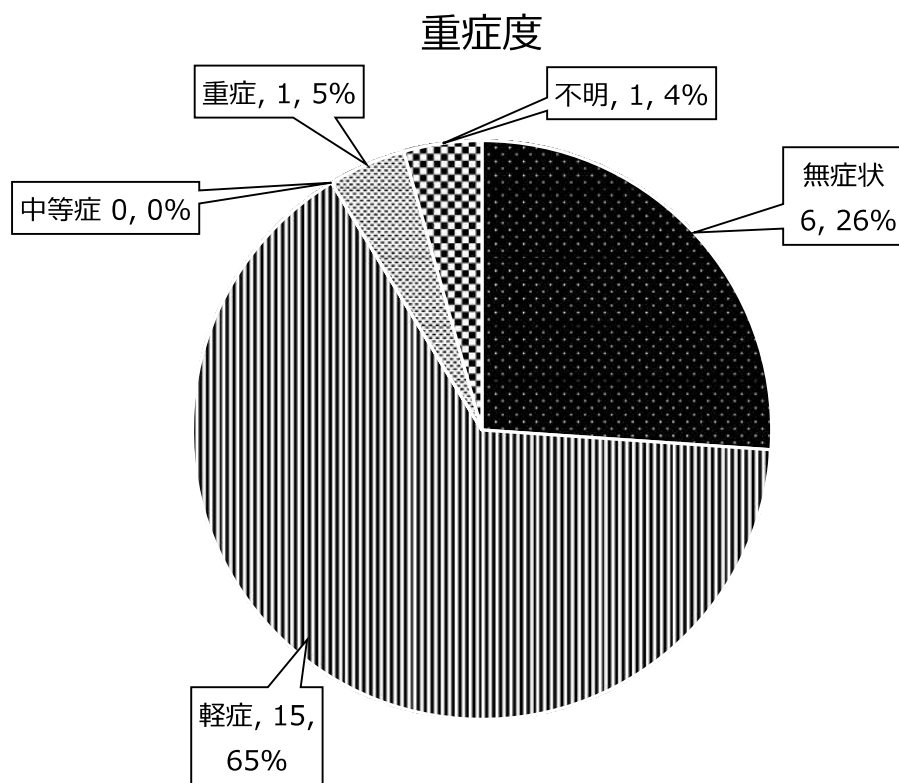
感染経路



最小週数 7週

最大週数 38週

# 新型コロナウイルス感染症に罹患した妊婦の状況調査



療養先はほとんどか入院だったが、自宅療養となった人もいた。  
自宅療養となった理由は子どもの世話等があるため入院できない等であった。



## 【参考】不安を抱える妊婦への分娩前新型コロナウイルス感染症検査事業

この度、新型コロナウイルス感染症に対する妊婦の不安解消のための支援の一環として、本事業を開始しました。  
なお、各自治体によって事業の実施方法が異なります。

### 検査の対象となる妊婦



- ✓ 検査の受検を希望している
- ✓ 妊娠週数が概ね35週～38週
- ✓ 発熱等の感染を疑う症状がない
- ✓ 過去に他自治体等で本事業を利用した検査の受検実績がない
- ✓ 濃厚接触者ではない（過去2週間以内に陽性者との接触がない）

### 契約の対象となる医療機関



- ✓ 妊婦が妊婦健診を行う医療機関
- ✓ 妊婦の分娩予定の医療機関
- ✓ その他検査可能な産科医療機関 等

事業内容	詳細
検査の方法	核酸増幅法検査及び抗原定量検査
検体の種類	唾液、鼻咽頭拭い液、咽頭拭い液のいずれか
支払い額	検査1回当たり20,000円

2020年11月27日  
令和2年度神奈川県感染症対策協議会

# 神奈川県における「周産期コロナ受入医療体制」の整備推進についての提言

神奈川県産科婦人科医会

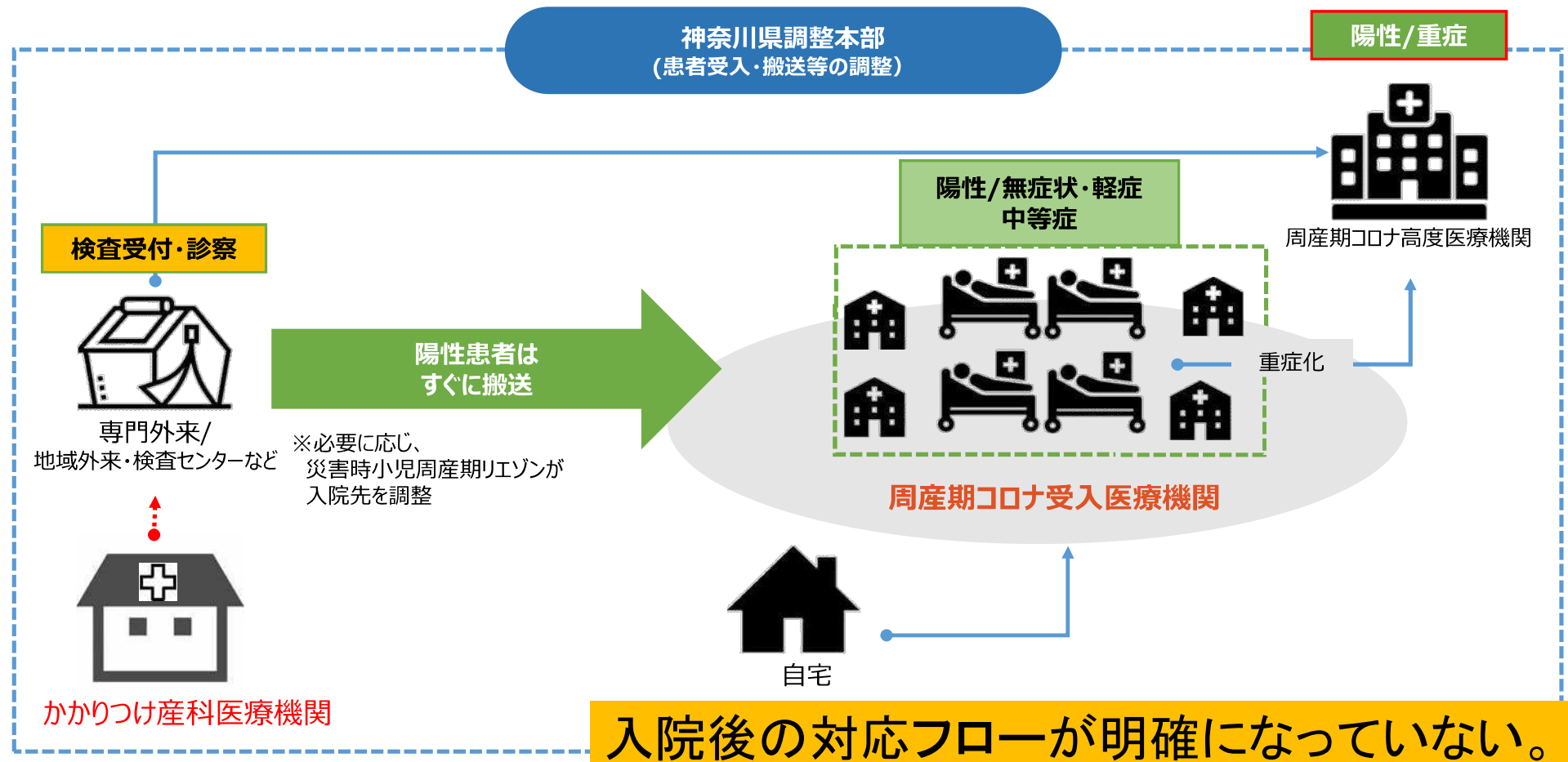
災害対策委員長: 倉澤健太郎

(横浜市立大学大学院医学研究科産科婦人科学講座・准教授)

理事: 海野信也

(北里大学医学部産婦人科学(産科学)単位・教授)

# 【現在】「周産期コロナ受入医療機関」体制（参考）





# 妊娠は重症化のハイリスク因子なのか？

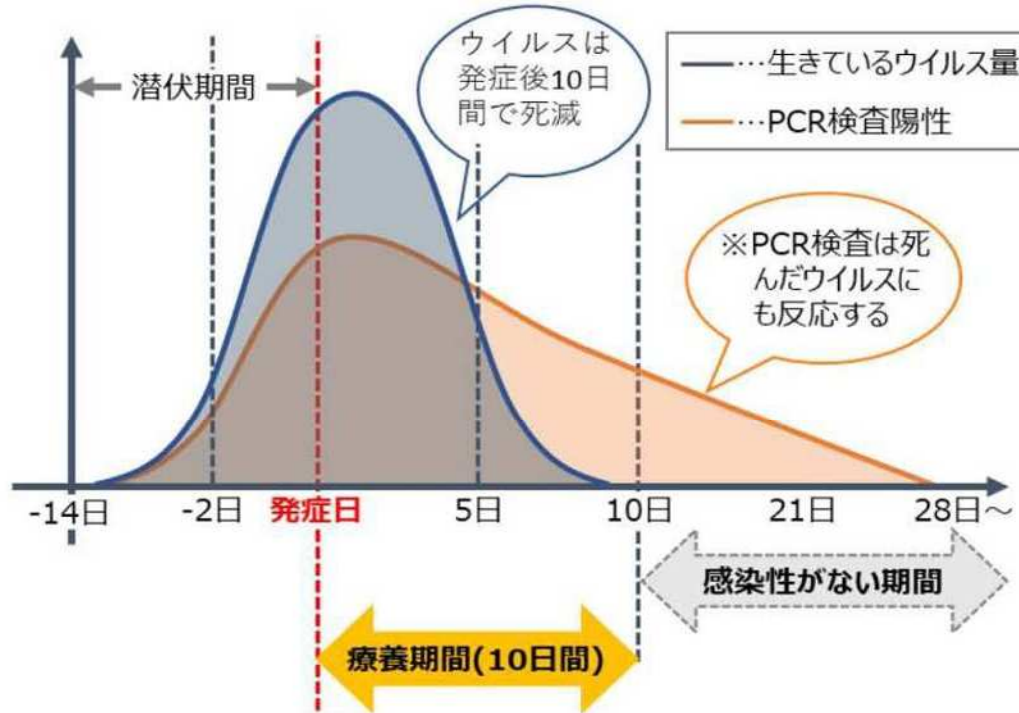
COVID-19陽性妊婦と同一年齢層（15歳から44歳）の非妊婦との比較  
（アメリカ合衆国 CDCのデータから）

	対象: <b>陽性妊婦</b> 2020年6月7日まで (CDC MMWR 2020; 69(25) 769-775)			対象: <b>有症状の陽性妊婦</b> 2020年10月3日まで (CDC MMWR 2020; 69; Early Release)		
	妊婦 N=8,207 (%)	非妊婦 N=83,205 (%)	Adjusted risk ratio (95% CI)	妊婦 N=23,434 (%)	非妊婦 N=362,028 (%)	Adjusted risk ratio (95% CI)
入院	2,587 (31.5%)	4,840 (5.8%)	5.4 (5.1-5.6)			
ICU入室	120 (1.5%)	757 (0.9%)	1.5 (1.2-1.8)	245 (1.05%)	1492 (0.39%)	3.0 (2.6-3.4)
人工換気	42 (0.5%)	225 (0.3%)	1.7 (1.2-2.4)	67 (0.29%)	412 (0.11%)	2.9 (2.2-3.8)
ECMO				17 (0.07%)	120 (0.03%)	2.4 (1.5-4.0)
死亡	16 (0.2%)	208 (0.2%)	0.9 (0.5-1.5)	34 (0.15%)	447 (0.12%)	1.7 (1.2-2.4)

最新のデータでは少なくとも有症状の妊婦については、重症化率が高いことが示されている

- Pregnant women [might be -> are more likely to be ] at increased risk for severe illness from COVID-19.

## 神奈川県における療養期間



※一度症状が消失した後、再度症状が出現した場合は、症状軽快後、さらに3日間の療養が必要です。

※無症状で療養していた方に新たに症状が出現した場合は、その日からさらに10日間の療養が必要です。

- 療養中の遵守事項
  - 指定された期間、指定された内容、方法及び頻度で健康状態を報告すること
  - 指定された期間、指定された場所から外出しないこと
  - 上記に掲げるもののほか、新型コロナウイルス感染症の蔓延を防止するために必要な事項

(出典) ①Hao-Yuan Cheng et.al. Contact Tracing Assessment of COVID-19 Transmission Dynamics in Taiwan and Risk at Different Exposure Periods Before and After Symptom Onset. *JAMA Intern Med.* Published online May 1, 2020. ②Wolfel, R et.al. Accelerated Article Preview. *Nature.* Published Online 1 April, 2020 から、新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部作成

# 退院基準・宿泊療養等の解除基準

この退院基準・解除基準は妊婦にも同様に適用されている。

## 1. 有症状者の場合

- ① 発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合、退院可能とする。
- ② 症状軽快後24時間経過した後、24時間以上間隔をあげ、2回のPCR検査で陰性を確認できれば、退院可能とする。

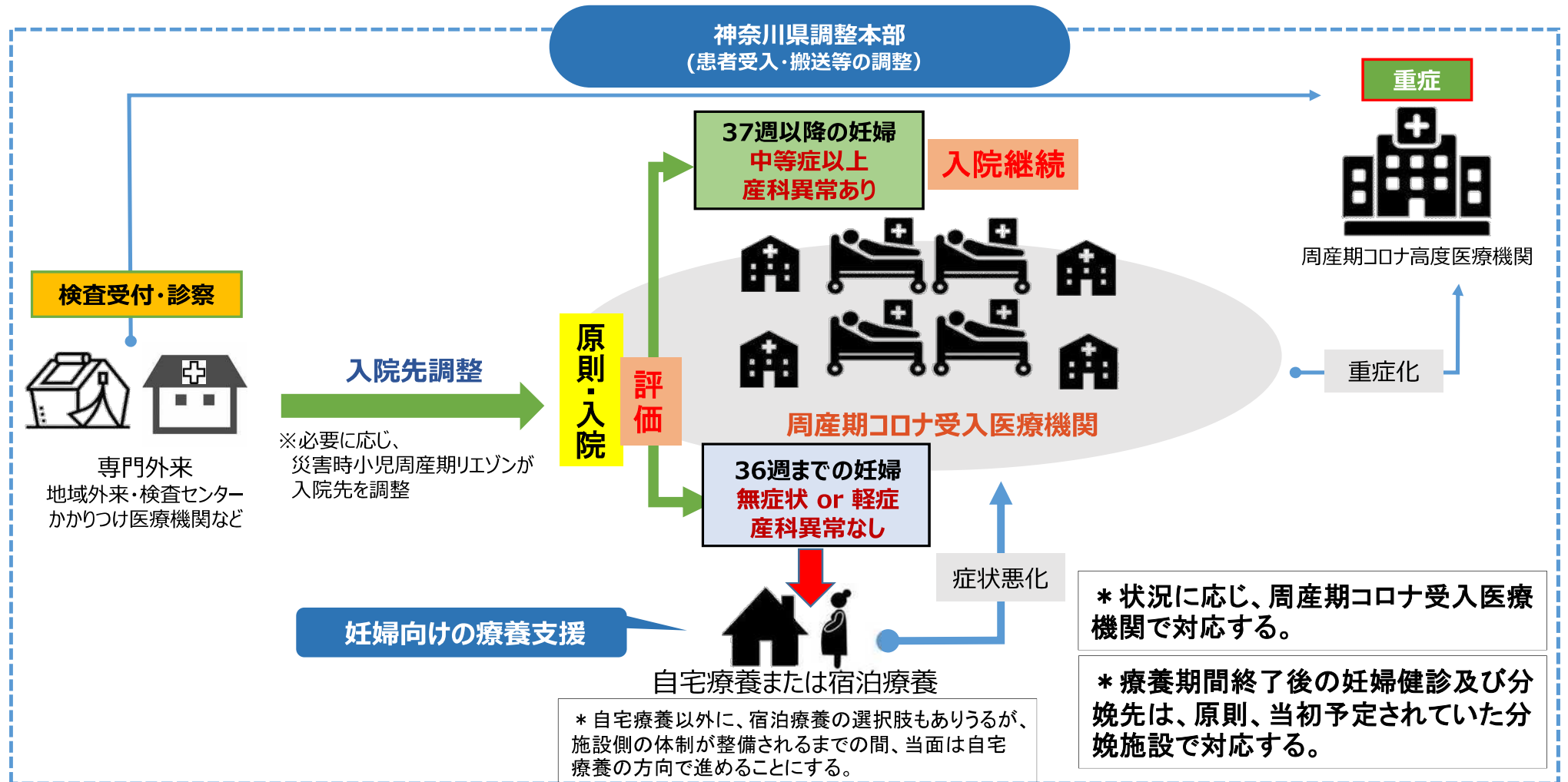
## 2. 無症状病原体保有者の場合

- ① 検体採取日から10日間経過した場合、退院可能とする。
- ② 検体採取日から6日間経過後、24時間以上間隔をあげ、2回のPCR検査で陰性を確認できれば、退院可能とする。

- 重症化リスクがない者等で、**医師が必ずしも入院が必要な状態ではないと判断した場合には、**
- 宿泊療養等で療養する。**
- 発症日：症状が出始めた日とし、発症日が明らかでない場合には、陽性確定に係る検体採取日とする。
- 症状軽快：解熱剤を使用せずに解熱しており、呼吸器症状が改善傾向である場合。
- PCR検査：その他の核酸検査を含む。
- 検体採取日：陽性確定に係る検体採取日とする。

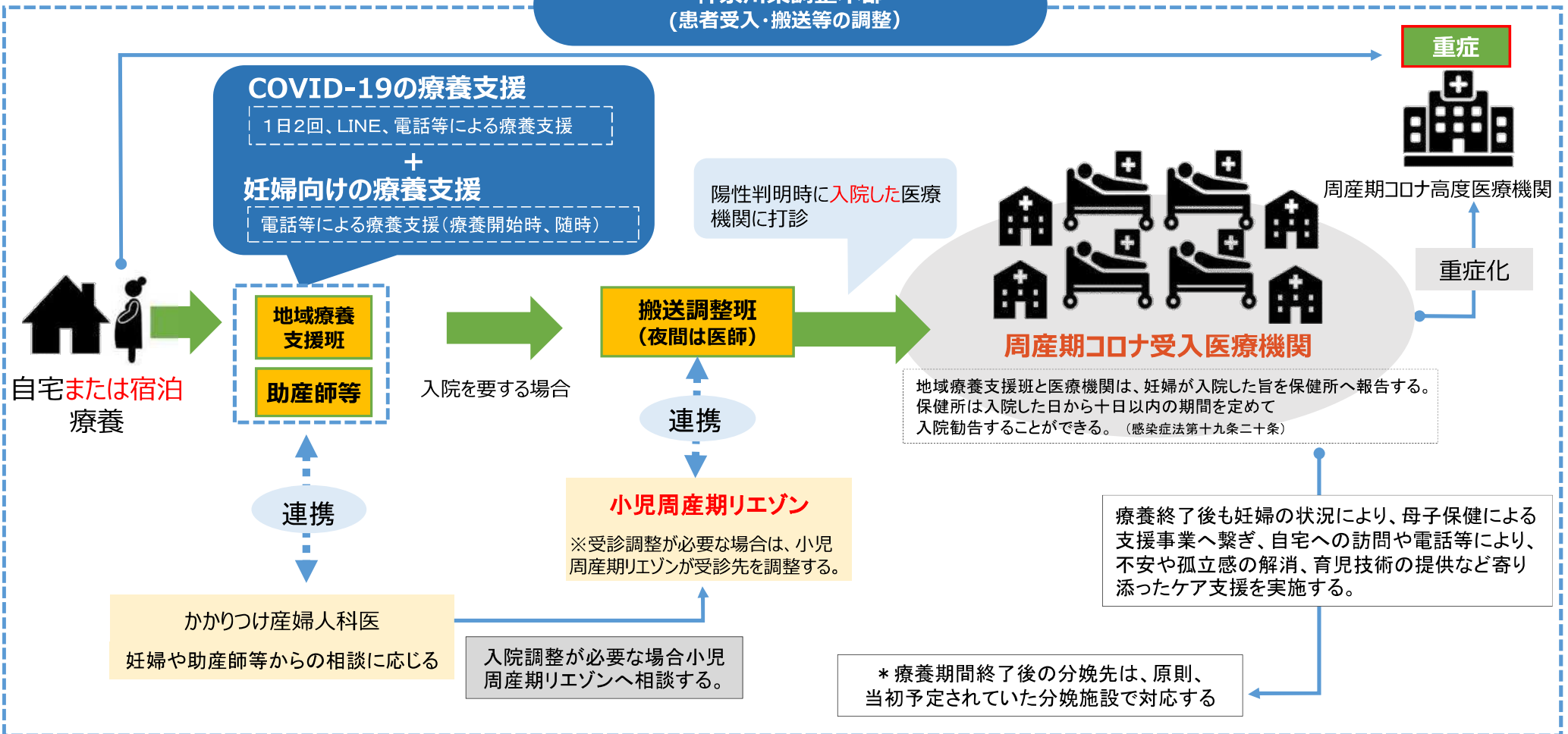
- 宿泊療養等の解除基準は退院基準と同様とする。
- 退院基準・宿泊療養の解除後は、仕事への復帰を含む日常生活への復帰が可能となる。
- この基準は令和2年6月12日以降、全国で運用されており、特に問題は生じていない。

# 1 陽性妊婦の運用体制案



## 2 自宅療養中の体制案

神奈川県調整本部  
(患者受入・搬送等の調整)



### 3 自宅療養・宿泊療養の指標

#### 自宅・宿泊療養に移行可能な場合

36週までの妊婦

産科異常なし

- ・体重コントロール良好
- ・血圧安定

コロナ

無症状・軽症

- ・倦怠感、鼻水等

その他 ・自宅の隔離環境などが整っている

#### 原則として入院管理とする場合

37週以降の妊婦

産科異常あり：

- ・切迫早産
- ・双胎
- ・双胎間輸血症候群
- ・FGR
- ・IUGR
- ・体重コントロール不良
- ・妊娠高血圧
- ・向精神薬内服 など

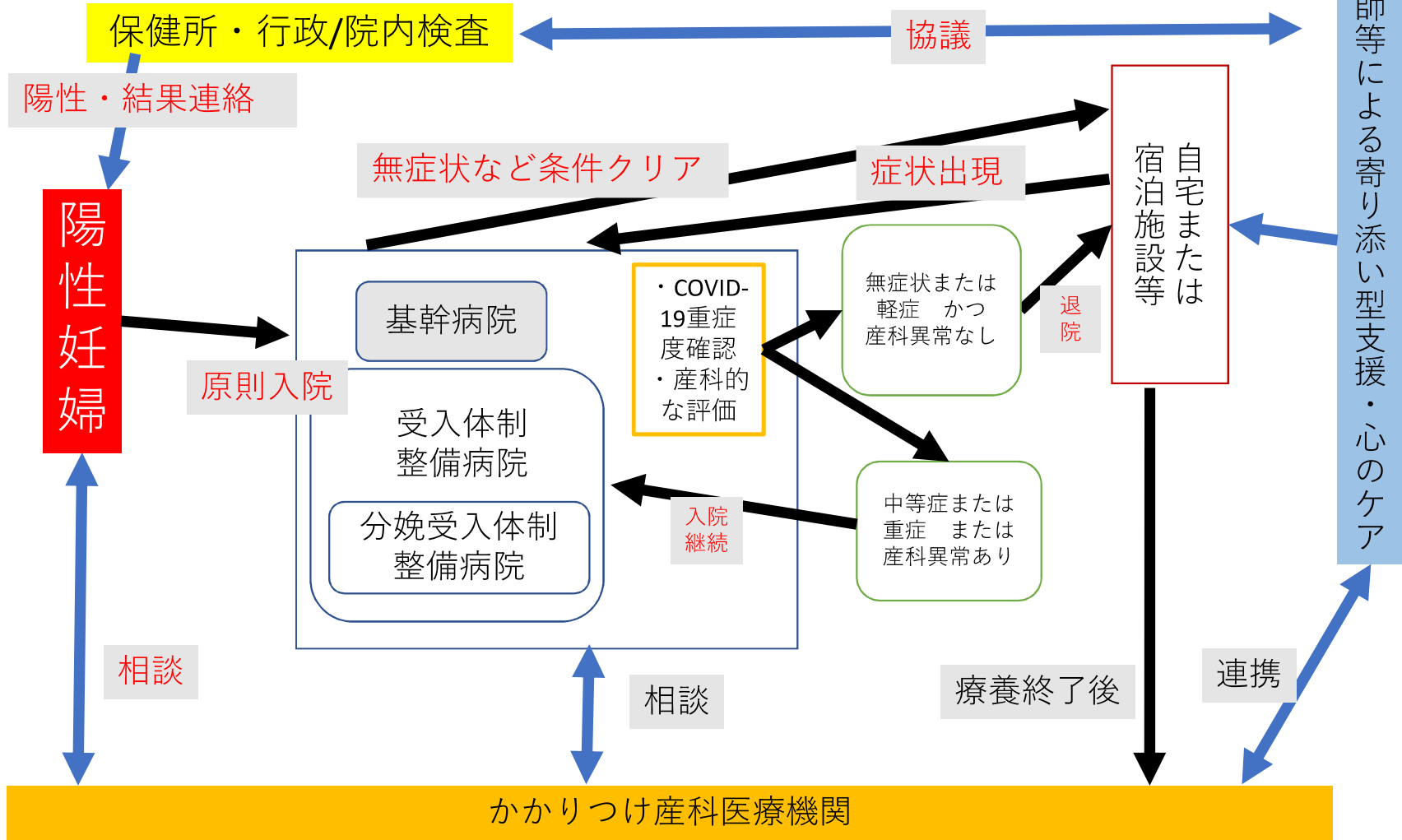
コロナ

中等症以上

呼吸器症状あり、肺炎合併

その他： 家族内に陰性者がおり、隔離困難

# 陽性妊婦対応フロー案 最新版



・赤字は陽性の時期      ・黒矢印は妊婦の動き



# 今後の課題

- 保健所とリエゾンの連携体制の強化
  - 陽性妊婦の入院先調整において、保健所による調整困難が生じた場合、リエゾンに連絡する際のマニュアル及び入院先調整のために必要な項目のチェックリスト（かかりつけ産科施設名、在胎期間、産科的ハイリスク因子、陽性判明に至る経緯等）の作成と共有
- 自宅療養後の関係者間の連携体制の整備
  - 地域医療支援班、搬送調整班、モニタリング・寄り添い型事業を担当する助産師等、評価を行った周産期コロナ受入医療機関、かかりつけ産婦人科医、災害時小児周産期リエゾン
- 療養期間終了後の産科管理に関する認識の共有
  - 療養期間終了後は、期間終了前後のPCR検査の実施の有無や実施している場合の結果のいかんに関わらず、感染性はないものとして対応する。
  - 従って、通常の生活が可能であり、仕事にも復帰できる。
  - 通常の妊婦健診受診が可能である。
  - 分娩に際して、特別な対応を行う必要はない。

健 発 1014 第 5 号  
令 和 2 年 10 月 14 日

各 { 都道府県知事  
保健所設置市長  
特別区長 } 殿

厚生労働省健康局長  
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部  
を改正する政令等について（施行通知）

新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下単に「新型コロナウイルス感染症」という。）については、我が国及び海外における新型コロナウイルス感染症の発生状況の変化等を踏まえ、本日、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令（令和2年政令第310号。以下「改正政令」という。）及び新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第三条において準用する感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第十九条第一項の厚生労働省令で定める者等を定める省令（令和2年厚生労働省令第172号）が公布され、令和2年10月24日から施行される。

これらの命令の概要は、下記のとおりであるので、貴職におかれては、内容を十分御了知いただくとともに、貴管内市町村及び関係機関等への周知を図り、その施行に遺漏なきを期されたい。

## 記

### 1 改正の趣旨

新型コロナウイルス感染症については、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号。以下「指定令」という。）により、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第6条第8項の指定感染症として定められており、感染症法の規定を準用するとともに、その所要の読替えを規定することで、都道府県知事（保健所設置市の長及び特別区の長を含む。以下同じ。）が感染症法第19条及び第20条の入院の勧告・措置等の必要な措置を講ずること等を可能としている。

今般、これまでに把握されている医学的知見等を踏まえ、季節性インフルエンザの流行時期も見据え、医療資源を重症者や重症化リスクのある者に重点化していく観点から、新型コロナウイルス感染症に係る入院の勧告・措置について見直しを行うこととする。

### 2 改正の内容

指定令第3条において準用する感染症法第19条及び第20条の入院の勧告・措置の対象を、以下（1）及び（2）の対象者に限定することとする。

#### （1）65歳以上の者、呼吸器疾患を有する者その他の厚生労働省令で定める者

具体的には、以下のいずれかに該当する者である。

- ① 65歳以上の者
- ② 呼吸器疾患を有する者
- ③ 上記②に掲げる者のほか、腎臓疾患、心臓疾患、血管疾患、糖尿病、高血圧症、肥満その他の事由により臓器等の機能が低下しているおそれがあると認められる者
- ④ 臓器の移植、免疫抑制剤、抗がん剤等の使用その他の事由により免疫の機能が低下しているおそれがあると認められる者
- ⑤ 妊婦
- ⑥ 現に新型コロナウイルス感染症の症状を呈する者であって、当該症状が重度又は中等度であるもの
- ⑦ 上記①から⑥までに掲げる者のほか、新型コロナウイルス感染症の症状等を総合的に勘案して医師が入院させる必要があると認める者
- ⑧ 上記①から⑦までに掲げる者のほか、都道府県知事が新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため入院させる必要があると認める者

#### （2）上記（1）以外の者であって、当該感染症のまん延を防止するため必要な事項

として厚生労働省令で定める事項を守ることに同意しない者

「厚生労働省令で定める事項」は、次のとおりである。

- ア 指定された期間、指定された内容、方法及び頻度で健康状態を報告すること
- イ 指定された期間、指定された場所から外出しないこと
- ウ 上記ア及びイに掲げるもののほか、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため必要な事項

上記のアからウについては、宿泊療養又は自宅療養の際の感染防止に係る留意点を指す。具体的には、

- ・「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備について」(令和2年4月2日付け事務連絡。同年6月25日最終改正。)<sup>1</sup>、
- ・「新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養マニュアル(第3版)」(令和2年6月15日付け事務連絡)<sup>2</sup>(なお、様式1で説明文書のモデル例がある。)、
- ・「新型コロナウイルス感染症患者が自宅療養を行う場合の患者へのフォローアップ及び自宅療養時の感染管理対策について」(令和2年4月2日付け事務連絡)<sup>3</sup>、
- ・「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る自宅療養の実施に関する留意事項(第4版)」(令和2年8月7日付け事務連絡)<sup>4</sup>(なお、別添2で留意事項等の周知文書の参考例がある。)

等を参考にすること。

### 3 施行期日

公布の日から起算して10日を経過した日(令和2年10月24日)から施行する。

### 4 経過措置

(1) 改正政令の施行の前に行われた措置に係る指定令第3条において準用する感染症法第58条(第10号及び第12号に係る部分に限る。)の規定により支弁する費用及び指定令第3条において準用する感染症法第61条第2項の規定により負担する負担金については、なお従前の例による。

(2) 改正政令による改正前の指定令(以下「旧令」という。)第3条において準用す

<sup>1</sup> 新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備について(令和2年4月2日付け事務連絡。同年6月25日最終改正。) <https://www.mhlw.go.jp/content/000644314.pdf>

<sup>2</sup> 新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養マニュアル(第3版)」(令和2年6月15日付け事務連絡) <https://www.mhlw.go.jp/content/000640246.pdf>

<sup>3</sup> 新型コロナウイルス感染症患者が自宅療養を行う場合の患者へのフォローアップ及び自宅療養時の感染管理対策について」(令和2年4月2日付け事務連絡) <https://www.mhlw.go.jp/content/000618528.pdf>

<sup>4</sup> 「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る自宅療養の実施に関する留意事項(第4版)」(令和2年8月7日付け事務連絡) <https://www.mhlw.go.jp/content/000657891.pdf>

る感染症法第 19 条又は第 20 条の規定による入院に係る感染症法第 73 条第 2 項及び第 3 項の規定の適用については、旧令の規定は、なおその効力を有する。

## 5 その他

新型コロナウイルス感染症の無症状病原体保有者及び軽症患者で入院が必要な状態ではないと判断される者については、引き続き、宿泊療養又は自宅療養を求めること。

事務連絡  
令和2年11月13日

各〔都道府県〕  
〔保健所設置市〕  
〔特別区〕

衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症  
対策推進本部

新型コロナウイルス感染症に係る感染症法上の入院措置の対象者について

新型コロナウイルス感染症については、医療資源を重症化するリスクのある者等に重点化していくために、感染症法に基づく入院措置の対象について見直しを行ったところです。

新型コロナウイルス感染症の新規感染者数は、10月以降、増加傾向となり、11月以降もその傾向が強まっています。また、病床占有率は、微増の動きとなっており、入院者数、重症者数は10月末から上昇に転じているとともに、一部地域では病床占有率が高まってきています。

こうした状況を踏まえ、特に感染が拡大している地域では、医療資源を重症化するリスクのある者等に重点化していくために、医師が入院の必要がないと判断した無症状病原体保有者や軽症者について、宿泊療養（適切な場合は自宅療養）を求めることが必要となります。その患者の症状や重症化リスクの有無、地域の感染状況などを踏まえて、都道府県等において適切に判断していただきたいと思います。

また、宿泊療養（適切な場合は自宅療養）については、感染管理対策の留意点等を取りまとめお示ししており、適切に実施されるようお願いいたします。

貴職におかれては、改めて、10月24日に施行された新型コロナウイルス感染症の入院勧告・措置の見直しや宿泊療養（適切な場合は自宅療養）の対象となる患者の留意点等について、内容を十分御了知いただくとともに、関係者への周知をお願いいたします。

(参考1) 宿泊療養（適切な場合は自宅療養）の感染対策等について

- ・ 新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備について（令和2年4月2日付け事務連絡。同年6月25日一部改正）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000644314.pdf>

- ・ 新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養マニュアル（第3版）」（令和2年6月15日付け事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000640246.pdf>

- ・ 新型コロナウイルス感染症患者が自宅療養を行う場合の患者へのフォローアップ及び自宅療養時の感染管理対策について」（令和2年4月2日付け事務連絡） <https://www.mhlw.go.jp/content/000618528.pdf>

(参考2) 入院勧告・措置の見直しについて

- ・ 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令等について（施行通知）（10月14日健康局長通知）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000683018.pdf>

- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染症法の運用の見直しに関するQ&Aについて（10月14日事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000683022.pdf>



事務連絡  
令和 2 年 11 月 22 日

各 

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症  
対策推進本部

11 月以降の感染状況を踏まえた病床・宿泊療養施設確保計画に基づく病床・宿泊療養施設の確保及び入院措置の対象について（要請）

新型コロナウイルス感染症対策については、ご尽力及びご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

「今後を見据えた新型コロナウイルス感染症の医療提供体制整備について」（令和 2 年 6 月 19 日付け事務連絡<sup>1</sup>）を踏まえ、各都道府県におかれては、病床・宿泊療養施設確保計画の策定及びそれに基づく病床の確保をはじめとして様々な取組を行いつつ、各地域における感染者増にも対応していただいているところです。

一方で、新型コロナウイルスの感染状況については、11 月以降増加傾向が強まり、2 週間で 2 倍を超える伸びとなり、過去最多の水準となっております。

こうした感染状況も踏まえ、下記の対応を徹底いただくよう、ご協力のほどお願いいたします。

#### 記

- 新型コロナウイルス感染症の患者数が増加していることに鑑み、病床・宿泊療養施設確保計画に従って現在確保すべき病床等を着実に確保するとともに、感染状況の動向も踏まえつつ、フェーズの移行が速やかに行われるよう、早め早めの準備を行うこと。

<sup>1</sup> 今後を見据えた新型コロナウイルス感染症の医療提供体制整備について（6 月 19 日付け事務連絡）  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000641692.pdf>

- その際、都道府県全体の動きだけでなく、都道府県内において感染が急拡大している地域があれば、そうした地域ごとの病床、宿泊療養施設の確保状況を改めて確認しつつ、病床・宿泊療養施設の確保を着実にを行うこと。
- 10月の政令改正（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令（令和2年10月14日公布、同月24日施行））により、入院勧告できる対象の明確化を行っていることにあらためて留意すること<sup>2</sup>。
- 病床確保や都道府県全体の入院調整に最大限努力したうえで、なお、病床がひっ迫する場合には、上記政令により入院勧告等ができるとしている者のうち、医師が入院の必要がないと判断し、かつ、宿泊療養施設（適切な場合は自宅療養）において丁寧な健康観察を行うことができる場合には、そのような取扱として差し支えないこと。

---

<sup>2</sup> 新型コロナウイルス感染症に係る感染症法上の入院措置の対象者について（11月13日付け事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000695027.pdf>

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令等について（施行通知）（10月14日健康局長通知）<https://www.mhlw.go.jp/content/000683018.pdf>